

事 務 連 絡
令和 7 年 3 月 1 3 日

各障害福祉サービス等事業所
運営法人代表者 様

大津市福祉部障害福祉課

令和 7 年度福祉・介護職員等処遇改善加算計画書の提出について

平素は、本市の障害福祉施策の推進に格別の御理解と御協力を賜り、誠にありがとうございます。

令和 7 年度（2025 年 4 月サービス提供分から 2026 年 3 月サービス提供分）において、福祉・介護職員等処遇改善加算を算定される場合は、下記により令和 7 年度計画書を提出願います。

なお、計画書の作成に当たっては、別添「福祉・介護職員等処遇改善加算等に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について（令和 7 年度分）」（令和 7 年 3 月 7 日付け障障発 0307 第 1 号）を御確認ください。

記

1 提出書類

- ・別紙様式 2 - 1 処遇改善加算 総括表
- ・別紙様式 2 - 2 処遇改善加算 個表
- ・「介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書」又は「障害児（通所・入所）給付費算定に係る体制等に関する届出書」
※処遇改善加算等を新規に算定または区分を変更する場合には、計画書に併せて上記の届出書を提出すること。（令和 6 年度から区分に変更がない場合は体制等に関する届出書の提出不要）

2 提出期限

令和 7 年 4 月 1 5 日（火）

3 提出方法

郵送

4 留意事項

- ・福祉・介護職員等処遇改善加算等処遇改善計画書については、賃金改善実施期間中

に賃金改善額が加算による受領額を上回らない場合、全額返還していただくことがありますので、十分御検討の上、計画書を提出してください。

- ・ 根拠資料については、「要件を満たすことの確認・証明」の各項目にチェックいただくことで保管されていることの確認に代えますので原則提出は不要です。
- ・ 今回、処遇改善計画書と滋賀県へ提出する補助金の様式が一体となっています。補助金に係る様式2-3、2-4については提出先が滋賀県となっておりますが、提出方法や提出期限について現在調整中になります。詳細について滋賀県から連絡がありましたら周知しますのでお待ちください。
- ・ 計画書の作成にあたり不明点や問い合わせがある場合は、まずは厚生労働省設置の相談窓口へご連絡ください。

■ 福祉・介護職員等処遇改善加算等 厚生労働省相談窓口

電話番号：050-3733-0230 受付時間：9時00分から18時00分（土日含む）

大津市福祉部障害福祉課

事業所指定係

TEL：077-528-2696

E-mail：otsul408@city.otsu.lg.jp